

資料

No. 1 - 1

制度の趣旨・目的について

求職者支援制度の創設に係る論点の整理（抜粋）

1 制度の趣旨・目的について

① 求職者支援制度の趣旨・目的についてどのように考えるか。

【検討事項】

○ 求職者支援制度の趣旨・目的について

- ・ 雇用保険を受給できない求職者を対象としたセーフティネット
 （対象者が就職するために必要な能力を高めるための訓練の実施
 訓練期間中の生活の安定を図るための給付金の支給）
- ・ これらの者の就職を促進するための制度

【これまでの主な議論】

- ・ 現在実施している緊急人材育成支援事業については、雇用保険を受給できない者に対する「第2のセーフティネット」として必要な施策であることから、平成23年度以降は恒久的な制度とすべきである。
- ・ 労働市場の変化を踏まえ、就労可能な層をできる限り就職に結びつけるという観点から、恒久的な制度について設計を行うべきである。
- ・ 求職者支援制度の目的をどこに置くのかを考えることが必要。
- ・ 恒久的な制度を考える上では、持続可能性・公平性に留意することが必要。
- ・ 求職者の早期就職だけでなく、安定的な就職を実現することも重要。
- ・ 求職者支援制度だけで全てを対象とすることはできないので、他の諸制度と連携しながら制度を形作っていくことが必要。
- ・ 給付額や給付要件等を考える上では、求職者支援制度をどのような制度として位置づけるか（生活保障にウェイトがあるのか、それとも就職支援にウェイトがあるのか）と大きく関係する。

求職者支援制度の創設に係る検討の方向性

1. 制度の趣旨・目的について

雇用保険を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、

- 当該求職者の就職の促進のために必要な基礎的な職業能力及び実践的な職業能力を高めるための訓練を受講する機会を確保し、かつ、
- 当該求職者が一定の要件を満たす場合には、その訓練期間中の生活を支援するための給付を支給し、
- これにより、当該求職者の就職の促進を図るもの

とすべきではないか。